

(別紙)

令和3年度(歳末期)商品量目立入検査結果

1. 検査実施主体別の立入検査結果

8市6町38事業所での検査結果は、2,009個の商品のうち、約0.5%に当たる10個の商品が、適正に計量されていないことが確認されました。

多くは内容量が表示量を下回る「不足」によるもので、要因として最も多かったものは、陳列している間に乾燥したことによる自然減でした。

| | 検査実施事業所数 | 検査実施個数 | | | | | | |
|----|----------|--------|------|-----|-----|----|----|----|
| | | 不適正個数 | 不足 | | | 過量 | | |
| | | | 風袋 | 自然減 | その他 | | | |
| 各市 | 佐賀市 | 0ヶ所 | 0個 | 0個 | 0個 | 0個 | 0個 | 0個 |
| | 唐津市 | 12ヶ所 | 966個 | 0個 | 0個 | 0個 | 0個 | 0個 |
| | 鳥栖市 | 1ヶ所 | 50個 | 0個 | 0個 | 0個 | 0個 | 0個 |
| | 多久市 | 1ヶ所 | 25個 | 0個 | 0個 | 0個 | 0個 | 0個 |
| | 伊万里市 | 3ヶ所 | 87個 | 4個 | 3個 | 1個 | 0個 | 0個 |
| | 武雄市 | 2ヶ所 | 32個 | 0個 | 0個 | 0個 | 0個 | 0個 |
| | 鹿島市 | 2ヶ所 | 98個 | 0個 | 0個 | 0個 | 0個 | 0個 |
| | 小城市 | 2ヶ所 | 87個 | 2個 | 0個 | 0個 | 1個 | 1個 |
| | 嬉野市 | 1ヶ所 | 25個 | 0個 | 0個 | 0個 | 0個 | 0個 |
| | 神崎市 | 0ヶ所 | 0個 | 0個 | 0個 | 0個 | 0個 | 0個 |
| 県 | 14ヶ所 | 639個 | 4個 | 0個 | 4個 | 0個 | 0個 | |
| 計 | 38ヶ所 | 2009個 | 10個 | 3個 | 5個 | 1個 | 1個 | |

【調査概要】

- 検査期間 … 令和3年11月1日から令和3年12月28日まで
- 対象品目 … 食肉、魚介、野菜、惣菜など日常消費される食料品で、内容量が表示されているもの。

(参考)

- 風袋 … 商品を入れている箱、容器、包みなど。その他、シール、吸水シート、タレやわさび等も含まれる。
- 不適正 … 過量である場合や量目(りょうもく)公差を超えて内容量が不足している場合。
- 過量 … 表記された内容量に比べ実際に計量した内容量が著しく多い状態。
- 量目公差 … 品目別に法令で定められる最大不足量のことをいう。(下表のとおり)

| 特定商品の名称 | 商品の表示量 | | 量目公差 | 特定商品の名称 | 商品の表示量 | | 量目公差 |
|----------------------|---------|--------|------|------------------------|----------|---------|------|
| 精米・豆類・小麦類・お茶・食肉・菓子など | 5g以上 | 50g以下 | 4% | 野菜・漬物・果実・魚介類・めん類・海藻類など | 5g以上 | 50g以下 | 6% |
| | 50gを超え | 100g以下 | 2g | | 50gを超え | 100g以下 | 3g |
| | 100gを超え | 500g以下 | 2% | | 100gを超え | 500g以下 | 3% |
| | 500gを超え | 1kg以下 | 10g | | 500gを超え | 1.5kg以下 | 15g |
| | 1kgを超え | 25kg以下 | 1% | | 1.5kgを超え | 10kg以下 | 1% |

2. 品目別の検査結果

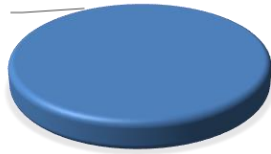
品目別の検査結果は、次のとおりです。

表示量に比べて内容量が不足していた主な要因として、陳列している間に乾燥し、内容量の減少した商品（自然減）が多く見られました。

このことから、事業者に対して、陳列商品を定期的に点検し、再計量して販売するように指導を行いました。

食肉類

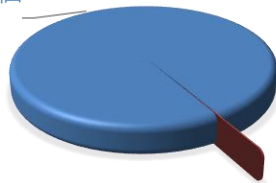
適正, 683個



全検査個数 983 個のうち、不適正及び過量の商品はありませんでした。

魚介類

適正, 520個

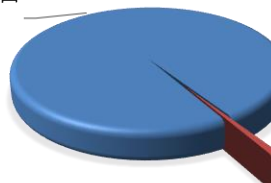


自然減, 1個

全検査個数 521 個のうち、1 個が乾燥による自然減によるものでした。

農産物

適正, 418個

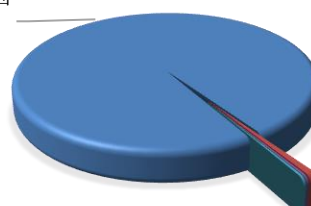


自然減, 4個

全検査個数 422 個のうち、4 個が乾燥による自然減によるものでした。

調理食品

適正, 378個



風袋, 3個

過量, 1個

その他, 1個

全検査個数 383 個のうち、3 個が風袋の重さの設定ミスによるもの、1 個が乾燥による自然減によるもの、1 個がその他、1 個が過量によるものでした。

3. 検査結果への対応について

検査の結果、不適正な商品が発覚した事業者に対しては、以下のとおり指導及び助言を行いました。

- 不適正商品は、店頭から引き揚げ、内容量を確認し陳列すること。また、陳列した商品は定期的に内容量を点検すること。
- 管理責任者は、従業員への教育（アルバイト含む）を行うとともに計量管理体制を見直すこと。
- 風袋^{ふうたい}を適正に計量したうえで販売すること。
- 新規の風袋^{ふうたい}についても、計量値を正しく把握し、計量器に設定すること。
- 定期的に商品管理を行うこと。
- 計量器周辺環境を整理し、適正な計量を行うこと。

4. 適正な計量の好事例の紹介

県では、事業者に対して適正に計量するよう指導を行うとともに、内容量を適正に計量している良い事例を紹介し、改善を促しています。

(事例1) 一日複数回の計量の実施

水分の蒸発による内容量の自然減少が起きやすい商品を、一日のうち複数回計量し、明らかな内容量の減少が見られた商品を引き揚げ、再計量し販売している。

(事例2) 「適正」を確認するための工夫とチェックシートの活用

商品の内容量が適正であるのかをすぐに確認できるよう、空の風袋^{ふうたい}を「はかり」のすぐ側に常備する。

計量チェックシートを用い、内容量の推移や、誰がいつ計量したのかなどを記録することにより、計量管理を行う。

(事例3) 風袋マニュアルの活用

商品を計量する際に、風袋マニュアル等の確認を行い、適正計量に努める。